

日本を含む 40 か国以上へのビザ免除措置を 2026 年末まで延長

中国政府は、日本を含む 40 か国以上のパスポート保持者を対象とした短期滞在ビザ免除措置を 2026 年 12 月 31 日まで延長すると発表しました。

この制度により、日本のパスポートを持つ方は、観光・商談・親族訪問などの目的で 30 日以内の滞在であればビザなしで入国できます。対象はあくまで短期滞在に限られ、就労・長期駐在・留学などの場合は、従来どおり所定のビザ申請が必要です。

このビザ免除措置は 2023 年末に試験的に導入されて以降、中国を訪れる外国人の増加に大きく貢献しています。

中国国家移民管理局によると、2025 年第 3 四半期には、ビザ免除制度を利用して中国を訪れた外国人が延べ約 724 万人に達し、外国人全体の入国者数の 7 割を超える規模となりました。

人の往来の回復を受け、今回の制度延長は観光や経済交流を一段と促進することを目的としているとみられます。

企業にとっても、中国出張や現地取引先との打ち合わせ、展示会参加などの手続きが簡素化されることで、ビジネス機会の拡大につながります。

一方で、短期滞在中に現地法人の業務に実質的に関わる場合は「就労」と判断される可能性があるため、活動内容に応じた適切なビザを選択することが重要です。

訪問頻度が高い場合や現地での商業活動が想定される場合は、M ビザなどの取得をご検討ください。

私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さんにとって有益な情報を届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さんの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。